甲1号証

訟務部門の職務

訟務部門では，国を当事者とする民事訴訟及び行政訴訟などの訴訟事件を追行しています。また，地方公共団体，独立行政法人その他政令で定める公法人の民事訴訟及び行政訴訟のうち，国の利害に関係があると認められるものも，求めに応じてこれを追行しています。

先輩からのmessage　～現場の検察官から～

◆　三村　仁　　検事　（東京法務局訟務部付）

甲2号証

三村　仁　検事　（東京法務局訟務部付　平成12年度任官）

訟務部付検事として

原爆症訴訟，じん肺訴訟，水俣病訴訟，基地や空港における騒音公害訴訟，情報公開訴訟，入国管理（外国人の入国，在留等）関係訴訟，税金関係訴訟など，国を当事者とするさまざま訴訟が新聞等で報道されることがありますが，それらの訴訟事務を担当するのが，法務省訟務部門及びその下部組織である各地方法務局訟務部です。私が所属する東京法務局訟務部では，検察官，裁判官，弁護士出身の部付検事が２３名おり，それぞれが配点された事件を担当しています。

部付検事は，訴訟に関係する行政庁担当者から事件の事実関係等を確認した上，適用される法律の解釈適用を検討し，行政庁が行った処分や個々の公務員の行為の適法性について主張を構成していきます。そして，主に準備書面を作成し，裁判所に対し，国の主張をいかに説得的にアピールできるかを日々模索しています。なかには，事件を通じて初めて触れる法律も多く，その解釈，適用をめぐって，法律の制定経緯や目的，趣旨から正しい条文解釈を検討することを要求される場面もあり，そのような経験を通じて法律家としての幅を広げることができるのではないかと思っています。

他方，私は，検察官として，全国の検察官有志で組織される検察官サッカー部の幹事を務めています。検察官チームは，東京高検管内の各地検の事務官チーム対抗で開催される東京高検大会を中心に各種大会に参加させてもらったり，２年に１回，日本と韓国で交互に行われる日韓検察庁親善大会の検察官チームに選手を派遣したりしています。平成２１年７月には韓国で第５回大会が開催され，事務官チームは勝利し，検察官チームは引き分けに終わりました。検察官チームとしては，２年後の日本での大会での勝利に向けて再び活動を続けています。これらの活動を通じて，試合での勝利もさることながら，先輩や後輩との絆を強め，更には韓国の検察官との親交を深めることができ，人と人とのつながりの大切さを実感するところです。

訟務検事，検察官サッカー部ともに，普段の検察実務だけでは得難い経験を得られる場所だと思いますので，興味のある方は是非一緒に体験していただきたいと思います。

戻る

「検事を志す皆さんへ」トップへ

甲3号証

判検交流

出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』

判検交流(はんけんこうりゅう)とは、日本の裁判所や検察庁において、一定期間、裁判官が検察官になったり、検察官が裁判官になったりする人事交流制度のことである。

目次

概要

この制度が始まった経緯は、第二次世界大戦終結間もない頃、法務省に民事の専門家が不足していたことによる。しかし、この制度は具体的な法律に基づいて行われているものではなく、当初の法務省の人員不足の問題が解消された後も現在に至るまで惰性的に継続されているとされる。2000年代からは、毎年40人前後の裁判官が法務省の民事局や訴訟部門、検察庁などに出向している。逆に、検察官が裁判官になる場合もある[1]。もともと、日本国内の全ての裁判所と裁判官を支配・統制している最高裁判所事務総局は、法務省と同じく戦前の司法省を母体として設立された司法行政機関であり、最高裁判所事務総局と法務省は設立当初から互いに親密な関係にあるため、この判検交流の制度は最高裁判所事務総局と法務省を再び一体化させるための好都合な政策として積極的に導入された一面もあると言える。

判検交流の効果として、検察官が裁判官になることによって検察官の仕事を客観的に見ることができるなどと説明されている[1]。

問題点

法務省の訟務検事として国の代理人を務めた裁判官出身者が裁判所に戻って、国を相手取った賠償請求訴訟を担当するのは裁判の公正を損なうと日本弁護士連合会などから指摘されている。また、検察官と裁判官が密接になることによって捜査情報が漏洩しやすくなることも指摘されている[2]。そのため、日本弁護士連合会などから判検交流の禁止を求める意見は強いが、現在の日本において判検交流は未だに完全な廃止が実現されていない。

問題点を改善するために、法務省は検事を弁護士事務所に派遣したり、企業で研修させたりする制度を開始し、弁護士や大学教授、臨床心理士を調査員などに登用するようになったと説明している[3]。

規模の縮小

上記のような批判に対し、「誤解を生むような制度は続けるべきではない」との判断から、刑事裁判の部門における判検交流が2012年度から廃止されたとされている[4]。しかし、民事裁判の部門における判検交流については規模を縮小するものの引き続き存続される方針であるという。[5]

脚注

1. ^ a b 『ドキュメント検察官』138頁。
2. ^『ドキュメント検察官』138-139頁。
3. ^『ドキュメント検察官』140頁。
4. ^ 検事・判事の人事交流廃止　刑事裁判の公正に配慮 朝日新聞 2012年4月26日
5. ^ 裁判官と検察官の人事交流 廃止、縮小の動き加速 「なれ合い」指摘に配慮（産経新聞2012年5月4日）

関連項目

- 法務省
- 最高裁判所事務総局
- 司法省

参考文献

- 読売新聞社会部 『ドキュメント検察官…揺れ動く「正義」』 中央公論新社〈中公新書〉（原著2006年9月25日）、初版。ISBN 9784121018656。2009年7月8日閲覧。

この「判検交流」は、法分野に属する書きかけ項目です。この記事を加筆・訂正 (//ja.wikipedia.org/w/index.php?title=%E5%88%A4%E6%A4%9C%E4%BA%A4%E6%B5%81&action=edit)などして下さる協力者を求めています（P:法学/PJ法学）。

「http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=判検交流&oldid=48183967」から取得
カテゴリ: 日本の検察官 | 日本の裁判官

- 最終更新 2013年6月16日（日）07:59（日時は個人設定で未設定ならばUTC）。
- テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。

甲4号証

いったら、そしてそのほかの理由が見あたらなかったら、裁判員はすなおに企業の責任を認めるでしょう。官僚裁判官のように、「疑わしきは被告人（加害者）の利益に」という、実際は刑事裁判では忘れ去られている原則を民事裁判で導入して、無理矢理加害企業を勝たせたりしないでしょう。だから絶対に民事事件に庶民の意志が入る陪審・参審制を導入しようとはしないのです。それはお上の困ることなのです。

第三に、クラスアクション（集団訴訟）の制度も日本にはありません。ある行為や事件から同じような被害を受けた者が多数いるとき、一部の被害者が全体を代表して訴訟を提起することを認める制度であるクラスアクションが日本ではなく、印紙代が高額になるので、集団での訴の提起が非常に困難です。ちなみに訴訟提起の際に訴状に添付する印紙代は、アメリカでは一律一〇〇ドル（一万二〇〇〇円）程度であるのに対し、日本では訴額に応じて高騰し、一〇〇万円の訴額で印紙代一万円、一億円の訴額では三二万円もかかります（中山義壽『訴訟社会アメリカと日本企業』新評論、二九頁）。

五　さらに裁判そのものの密室性の問題があります。本来国民の知る権利に属するはずの傍聴や取材の権利がきわめて制約されているのです。映像等ＩＴの極度の利用制限です。筆記と聴覚だけに限定して、ビデオ撮りや録音を制約しています。このインターネットの時代に、広域に瞬時に報道されることを嫌い、前近代的な方法だけに固執しているのです。市民の目をおそれているのです。

六　判検交流の問題も忘れてはなりません。判検交流とは、裁判所と法務省の間で行われる人事交流です。そして行政事件の国側担当者である「訟務検事」は、判検交流で移籍した裁判官です。つまり判検交流とは、裁判官が、国賠訴訟や行政訴訟で被告となる行政側の代理人となるために行政官庁に出向することです。

出向ですから、再度裁判官として戻ってきて、裁判官として行政事件を担当します。なかには、再度訟務検事に出向し、再々度裁判官となる者もいます。

このように、裁判所の所属なのか、法務省（行政庁）の所属なのか、わからない裁判官が裁判をするのでは、行政庁に有利な裁判をすることは明らかです。

公務員の天下りが問題にされるのは、新しい所属組織の利益にしたがって元の所属官庁に働きかけを行うからですが、現役で裁判官と行政庁の双方の役割をするのですから、こんなことが許されるのはおかしいのです。公務員の天下りが禁止されるべきであるなら、当然に判検交流も禁止されるべきです。

判検交流下の行政訴訟は、厳密に言えば、裁判とはいえない裁判です。主権者はたまったものではありません。このような裁判所と行政庁の癒着ないし一体化については、さまざまな立場から批判がされています（例えば、「自壊する〈行政偏重〉司法――いまこそ、企業は〈お上〉を撃て！」ＺＡＩＴＥＮ二

〇〇七年六月号三四頁以下）。

七　それらの結果、訴訟の門前払いが横行することになります。

昨日まで国側代理人を務めていた検事上がりの裁判官が国側の利益に従うのは見やすい道理です。そうでない普通の裁判官も、報酬・任地の恣意的な運用によって政府や最高裁の意向を極度に気にする体質に変質させられているので、国や行政機関に対する重要な裁判であればあるほど門前払いの裁判をするようになっているのです。

諸外国においては、門前払いを主とする日本とは逆に、訴えの提起と同時に原処分関係一件書類を裁判所へ送付させ（ドイツ財政裁判法七一条二項）、裁判所の釈明義務を明定し（ドイツ行政裁判法八六条三項）、関係人の主張及び証拠の申出に拘束されることなく職権による証拠調べができるものとし（同法同条一項）、あるいは、文書提出命令の根拠を定めて（同法九九条一項）、当事者間の不衡平の平準化を図るとともに、形式的真実発見に甘んずることなく、できるだけ実体的真実発見の理想に近接することを目指しているのです（南博方『紛争の行政解決手法』有斐閣、六三頁）。

このように、日本と諸外国とでは、門前払いと真実発見の究明、当事者間の不衡平の是認と不衡平の平準化という二点において雲泥の差があるのです。

八　以上のように、日本では裁判をすることを非常に困難にして、国民から裁判を遠ざけています。その結果、日本国民は主権の実現が非常に困難になっているのです。そこで、国は豊かで世界経済ランキングの上位にありながら、国民の大半は生活に苦しんでいるのです。

第三節　裁判に勝つということ

一　日本の行政訴訟の原告側の勝訴率は異常に低いのは、政府や最高裁等、上の方ばかりを気にする裁判官が判決を書くからです（二〇〇四年一〇月一九日朝日新聞）。ヒラメ裁判官が担当し、行政機関の手持証拠を出させる手段もないのですから、裁判で勝訴することは例外的なことです。

どうせ勝てないのだからと、裁判することをあきらめるべきなのでしょうか。これでは為政者の思うつぼです。

しかし観点をかえて、裁判を主権の実現の手段であるととらえるなら、敗訴とは、主権実現の方法としてあまり有効なことができなかったことをいい、判決で請求が退けられたこととは別に考えるべきことになります。愛媛の例では、教育委員会の公開を要求して裁判を提起したところ、それまで非公開であった委員会が公開になりました。このように、裁判の結果だけでなく、裁判過程で